浦 下 審 発 第 X 号

 令 和 年 月 日

三浦市長 吉田 英男 様

三浦市下水道事業審議会会 長 鎌田素之

三浦市下水道事業に関する事項(下水道使用料の見直し)について (答申)

令和3年8月16日付け浦下発第081601号で諮問を受けた標記の件について、下記のと おり答申する。

#### 1 答申事項

#### (1) 下水道使用料の改定について

- ア 算定期間は、下水道事業で標準的な4年間を採用し、令和4年度から7年度まで とした。
- イ 将来的に不足が見込まれる下水道使用料収入への補填を今回の改定の主目的と したため、料金体系の見直しは見送ることとした。
- ウ 改定率は、下水道使用料収入の不足分の補填を段階的に実行することとし、24年間の平均改定率である4.4%とした。
- エ 全ての用途の基本使用料、及び従量使用料に改定率を一律で乗じ、下水道使用料 改定(案)を(2)のとおりとした。
- オ 改定時期は、利用者への周知期間を確保するため、条例改正の議決後6か月以上 を経過した日から新たな料金表の適用が望ましいと判断した。

# (2) 下水道使用料改定(案) について

# 基本使用料

区分	汚水排除量	金額
一般汚水		<u>1,050</u> 円
業務等汚水	10立方メートル以下の分	<u>2,101</u> 円
公衆浴場等汚水		<u>111</u> 円

# 従量使用料

区分	汚水排除量	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水、及び	10立方メートルを超え   20立方メートル以下の分	<u>172</u> 円
業務等汚水	20立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	<u>197</u> 円
	30立方メートルを超え 40立方メートル以下の分	<u>235</u> 円
	40立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	<u>271</u> 円
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	<u>321</u> 円
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	<u>346</u> 円
	200立方メートルを超え   300立方メートル以下の分	<u>371</u> 円
	300立方メートルを超える分	<u>396</u> 円
公衆浴場等汚水	10立方メートルを超える分	10円

1か月当たり[税抜]

#### 付帯意見

- 1 今回の下水道使用料改定では、現行の料金体系を維持したうえで一律の改定率とした。しかし、今後、下水道使用料を見直す際にあっては、料金体系の見直しを含め、その設定が適切かについても検討すること。
- 2 下水道使用料改定の実施にあっては、十分に使用者への周知徹底を図り、その理解を求めること。